**介護職員処遇改善加算について**

資料4

介護職員処遇改善加算は、介護サービスに従事する介護職員の処遇改善に充てることを

目的として創設されたものです。平成23年度までは介護職員処遇改善交付金により賃金改

善を進めていましたが、平成24年度からは効果を継続する観点から、当該交付金を円滑に

介護報酬に移行しました。

また、平成27年度の介護報酬改定においては、介護保険事業者が介護職員の資質向上や

雇用管理の改善を一層推進し、介護職員が積極的に資質向上やキャリア形成を行うことが

できる労働環境を整備するとともに、介護職員自身が研修等を積極的に活用することによ

り、介護職員の社会的・経済的な評価が高まることが期待できることから、介護保険事業

者の取組がより一層促進されるよう加算が拡充されました。

さらに、平成29年度の介護報酬改定においては、介護人材が職場に定着することが重要

視されていること、そのためには介護保険事業者が昇給と結びついたキャリアアップの仕

組みを示すことを目的とし、これらの取り組みを実施した介護保険事業者に対して、更な

る加算の拡充を行うこととされました。

１ 算定要件及び加算区分

加算の算定にあたって、次のような要件が挙げられています。

１ 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善に要する費用の見込額が介護職員処遇改

善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切

な措置を講じていること。

２ 事業所等において、１の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方

法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成

し、全ての職員に周知し、市町村長に届け出ていること。

３ 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。

ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために

介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得な

いが、その内容について市町村長に届け出ること。

４ 事業所等において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を市町村長に報

告すること。

５ 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃

金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑

に処せられていないこと。

６ 事業所等において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

７

キャリアパス要件

 ａ 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。また、その定めている要件につい

て書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

ｂ 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の

実施又は研修の機会を確保していること。また、そのことについて、全ての

介護職員に対し周知していること。

ｃ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に

昇給を判定する仕組み設けていること。また、その定めている要件について

書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

８

職場環境等要件

加算ⅠⅡ

平成27年４月から２の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の

処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇

改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

加算ⅢⅣ

平成20年10月から２の届出の日の属する月の前月までに実施した介護職員の

処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇

改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

上記のうち、１から６までの要件については全ての加算区分において満たす必要がありま

すが、７及び８の要件への適合状況により、適用される加算区分が変わります。

２ 加算算定の届出について

介護職員処遇改善加算の算定については、毎年度、算定を受ける年度の前年度の２月末日

までに（※）、本市に加算算定の届出を行う必要があります。

※例として、平成27年度に当該加算を算定している事業所が平成29年度も引き続き

当該加算を算定するには、平成28年２月末日までに当該加算の届出がなされてい

ることが必要です。

（注）平成29年度は、新区分の創設等に伴い、平成29年４月から取得する場合の届出期日は特例が定められました。

※加算の届出をしていても、算定要件を満たさなければ、遡って過誤調整となる場

合があります。

（指導事例）介護職員処遇改善計画書を全ての職員に周知していなかった。

３ 賃金改善の実績報告について

処遇改善加算を算定している介護サービス事業者等は、各事業年度における最終の加算の

支払いがあった月の翌々月の末日までに（※）、本市に加算の総額、賃金改善の実施期間、

方法、総額等を記載した介護職員処遇改善実績報告書等を提出する必要があります。

※本市に提出した介護職員処遇改善実績報告書等は５年間保存する必要があります。

４ 変更の届出について

処遇改善加算を算定している介護サービス事業者等は、加算を算定する際に提出した届出

書等の内容に次の変更事項があった場合には、本市に当該事項を記載した変更の届出を行う必要があります。

【届出を要する変更事項】

① 会社法による吸収合併、新設合併等により介護職員処遇改善計画書の作成単位が変更

となる場合

⇒当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容

② 当該加算の届出に関係する介護サービス事業所等に増減（新規指定、廃止等の事由に

よる）があった場合

⇒当該事業所等の介護保険事業所番号、事業所等名称、サービス種別

③ 就業規則を改正（介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合

⇒当該改正の概要

④ キャリアパス要件等に関する適合状況に変更（キャリアパス要件等の適合状況ごとに

定める率が変動する場合又はキャリアパス要件間の変更に限る。）があった場合

⇒キャリアパス要件等届出書の内容

※上記内容に変更があった場合には、速やかに変更の届出を行ってください。